

監理措置に関する意見聴取（報告）

【実施】 特定非営利活動法人なんみんフォーラム
 【期間】 2021年3月17日～2021年4月5日
 【方法】 なんみんフォーラムおよび加盟団体を通じて、意見聴取フォームを弁護士や外国人を支援する個人や団体へEメールで送付。オンライン（123件）および書面（3件）にて回収した合計126件の意見を、なんみんフォーラムにて集約。

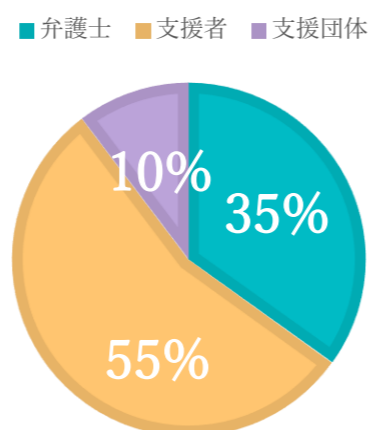
回答者の属性について

入管庁の説明によると、監理人として想定されているのは、監理措置対象者の親族、知人、弁護士、支援者、支援団体などです。

北海道から沖縄まで、日本全国の弁護士や外国人支援団体などから、126件の意見を聴取しました。

回答者の内訳は弁護士が44人（35%）、支援者が69人（55%）、支援団体としての回答が13件（10%）です。

回答者の98%が外国人の収容問題について関心があると回答しました。



回答者の17%が現に仮放免の保証人をしています。回答者の61%が被収容者や仮放免者を支援しており、36%が支援に携わったことがあります。

入管収容に関する取り組み	回答数	比率（回答数計126）
被収容者／仮放免者を支援している	77	61%
被収容者／仮放免者を支援したことがある	45	36%
仮放免の保証人をしている	22	17%
仮放免の保証人をしたことがある	10	8%
特になし	13	10%
その他	8	6%

89%が監理措置を「評価できない」

寄せられた意見のうち89%は監理措置を評価しておらず、その理由として、「監理人を引き受けた弁護士や支援者が入管庁の管理下に置かれる仕組みになっている」「収容から解かれた外国人の監視が民間に押し付けられている」「このままでは監理人の担い手が見つからず、長期収容問題の解決にはなり得ない」「監理措置が営利目的で悪用され、外国人に対する搾取が助長される」などの意見が寄せられました。

90%が監理人になれない・なりたくない

「政府案が提案する監理措置の監理人を引き受けたいと思いますか？」という質問に対し、意見聴取に参加した83%が監理人を引き受けられない・引き受けたくない、6%がどちらかといえば引き受けたくないと回答し、約90%が監理人を引き受けられないことについて抵抗があることがわかりました。引き受けられない理由として、「監理人に対して罰則が規定されているから」という理由が最も多く示されています。

基本的人権を保障するための法改正を求める声多数

「収容に関する法改正はどうあるべきか」という質問（自由記述）に対し、基本的人権を保障する法改正をすべきという趣旨の意見が74件（59%）寄せられました。とりわけ次の3点が多く示されました。

- ① 収容の目的を定めて原則収容を改めるべき／収容は最後の手段とすべき（32件）
- ② 収容期間に上限を設けるべき／無期限収容を改めるべき（34件）
- ③ 司法審査を導入すべき／収容の決定は裁判所が行うべき（30件）

これら3点は、人権条約機関や国連の勧告でも再三にわたり指摘されています。

また、野党案を支持する意見や、政府案は廃案にすべきという声もあがっています。

監理措置に関する懸念点

監理措置に関する懸念点を聞き取ったところ、監理措置の決定や取り消し、監理措置対象者の処遇、監理人の役割・義務について、さまざまな懸念が示されました。

最も多く示された懸念点	懸念を示した回答者数
監理人に対する罰則が規定されていること	115
すべての監理措置対象者に対して就労が許可されていないこと	114
監理措置対象者の住民登録や国民健康保険への加入可否が不明瞭	114
対象者の生活状況、監理措置条件の遵守状況を入管庁へ届け出る義務が監理人に課されていること	113
監理措置の要件が明確ではないこと	112
監理措置対象者の生活保障について、国による予算措置が不明瞭	111
監理措置中の住居がどのように確保されるのかが不明瞭	110